

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年4月18日(2025.4.18)

【公開番号】特開2025-3532(P2025-3532A)

【公開日】令和7年1月9日(2025.1.9)

【年通号数】公開公報(特許)2025-004

【出願番号】特願2024-184033(P2024-184033)

【国際特許分類】

A 61 J 3/00 (2006.01)

10

【F I】

A 61 J 3/00 310 E

【手続補正書】

【提出日】令和7年4月9日(2025.4.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

薬剤を薬剤容器から中間容器に量り取る量り取り部と、

前記量り取り部により前記中間容器に量り取られた薬剤を分包する分包部と、

調剤データに基づいて、前記量り取り部及び前記分包部を制御する制御部と、を備え、
前記制御部は、

前記調剤データに含まれる薬剤情報が示す薬剤のそれぞれについて全服用分を量り取るように、前記量り取り部を制御し、

前記量り取り部によって量り取られた薬剤を一服用分ごとに分包するように、前記分包部を制御する薬剤分包装置であって、

前記薬剤容器から前記中間容器に供給された薬剤が調剤データに基づく目標量に対して不足する場合であって、オペレータによって、前記薬剤分包装置の外部に取り出されて不足量分の薬剤が供給された当該中間容器が前記薬剤分包装置に導入された場合に、前記制御部は、当該中間容器内の薬剤を一服用分ごとに分包するように前記分包部を制御することを特徴とする薬剤分包装置。

【請求項2】

請求項1に記載の薬剤分包装置であって、

前記中間容器の情報記録部材に情報を記録させることができる記録用情報処理装置を更に備え、

前記薬剤容器から前記中間容器に供給された薬剤が前記目標量に対して不足する場合に、前記記録用情報処理装置は、前記情報記録部材に、当該中間容器に入っている薬剤に係る調剤データを記録させることを特徴とする薬剤分包装置。

【請求項3】

請求項2に記載の薬剤分包装置であって、

前記薬剤容器から前記中間容器に供給された薬剤が前記目標量に対して不足する場合に、前記記録用情報処理装置は、前記情報記録部材に、当該中間容器に入っている薬剤の量、及び、前記目標量に対する薬剤の不足量のうち、少なくとも何れかを記録させることを特徴とする薬剤分包装置。

【請求項4】

請求項1から3までの何れか一項に記載の薬剤分包装置であって、

40

50

前記中間容器の表示部における表示内容を変更することができる表示用情報処理装置を更に備え、

前記薬剤容器から前記中間容器に供給された薬剤が前記目標量に対して不足する場合に、前記表示用情報処理装置は、前記表示部に、当該中間容器に入っている薬剤の情報を表示させることを特徴とする薬剤分包装置。

【請求項 5】

請求項 4 に記載の薬剤分包装置であって、

前記薬剤容器から前記中間容器に供給された薬剤が前記目標量に対して不足する場合に、前記表示用情報処理装置は、前記表示部に、前記中間容器に入っている薬剤の量、及び、前記目標量に対する薬剤の不足量のうち、少なくとも何れかを表示させることを特徴とする薬剤分包装置。

10

【請求項 6】

請求項 2 に記載の薬剤分包装置と、

計量装置と、

を備える調剤システムであって、

前記計量装置は、前記中間容器の前記情報記録部材に記録された情報を読み取った結果に基づいて、計量対象となる薬剤の情報を取得することを特徴とする調剤システム。

【請求項 7】

請求項 6 に記載の調剤システムであって、

前記目標量に対して不足する薬剤の計量が前記計量装置により行われると、前記計量装置は、前記薬剤分包装置に計量結果を送信することを特徴とする調剤システム。

20

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

本発明の観点によれば、以下の構成の薬剤分包装置が提供される。即ち、この薬剤分包装置は、量り取り部と、分包部と、制御部と、を備える。前記量り取り部は、薬剤を薬剤容器から中間容器に量り取る。前記分包部は、前記量り取り部により前記中間容器に量り取られた薬剤を分包する。前記制御部は、調剤データに基づいて、前記量り取り部及び前記分包部を制御する。前記制御部は、前記調剤データに含まれる薬剤情報が示す薬剤のそれぞれについて全服用分を量り取るように、前記量り取り部を制御する。前記制御部は、前記量り取り部によって量り取られた薬剤を一服用分ごとに分包するように、前記分包部を制御する。前記薬剤容器から前記中間容器に供給された薬剤が調剤データに基づく目標量に対して不足する場合であって、オペレータによって、前記薬剤分包装置の外部に取り出されて不足量分の薬剤が供給された当該中間容器が前記薬剤分包装置に導入された場合に、前記制御部は、当該中間容器内の薬剤を一服用分ごとに分包するように前記分包部を制御する。

30

40

50